

平成 25 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ウォーターダイレクト
代 表 者 名 代表取締役 伊 久 間 努
執行役員社長
(コード番号：2588 東証マザーズ)
問 合 せ 先 管 理 部 長 栗 原 智 晴
(TEL 03-5487-8101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 23 日開催予定の第 7 期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ①取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります（変更案第 29 条(新設)）。なお、本提案は各監査役の同意を得ております。
- ②社外取締役として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に新設するものであります（変更案第 30 条(新設)）。なお、本提案は各監査役の同意を得ております。
- ③監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります（変更案第 40 条(新設)）。
- ④社外監査役として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 校の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に新設するものであります（変更案第 41 条(新設)）。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変更案
〈新 設〉	(取締役の責任免除) 第29条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
〈新 設〉	(社外取締役との責任限定契約) 第30条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第29条～第37条 〈条文省略〉	第31条～第39条 〈現行どおり〉
〈新 設〉	(監査役の責任免除) 第40条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
〈新 設〉	(社外監査役との責任限定契約) 第41条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第38条～第45条 〈条文省略〉	第42条～第49条 〈現行どおり〉

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 23 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 23 日 (予定)

以 上